

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	10-6	担当課	障がい福祉課
法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	根拠条項	第12条	不利益処分の種類	審査拒否等による手当支払差止		
第十二条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第三十五条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる							